

市長の政治姿勢について、お伺いします。

全国各地で、知事や市長の辞職が相次いでいます。

汚職・腐敗を、断固として生じさせない、清潔な自治体運営を貫くことが、改めて求められます。

特に首長及び自治体職員と業者との癒着を厳に戒め、入札談合などをひきおこすことのないよう、法令、規則に基づいた契約や事業執行を進めなくてはなりません。

11月24日、福山市の町内会汚土収集をめぐる、市が特定の処理業者に地方自治法に違反した随意契約で委託し、不当な利益を与えたとして、日本共産党の元市議会議員が牧本元福山市長と業者らに合計約1億7千万円を市に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁判所は計約1億円の返還を命じた2審・広島高裁の判決を確定しました。

判決は、当時の市長・助役の行為について、「本件契約は、随意契約による事が出来ないにもかかわらず、随意契約の方法で締結されたものであり、随意契約の方法を制限する法令に反するものであるから、原審認定の通り違法であり、本件各契約の効力は無効である」

「備掃社を相手方として選定し、本件契約を随意契約の方法により、締結したことは、その裁量権を逸脱、または濫用したものというべきである。」としていますが、これをどのように受け止めておられるのか、どのような教訓を導き出しておられるのか、お示し下さい。

また、本市の契約のあり方、とりわけ、随意契約のあり方について、この教訓をどのように生かしていく考えなのか、ご所見をお示し下さい。

判決は、「備掃社の実質的に代表者であった同塩村が、福山市の担当者を含めた関係者に対し、清掃汚土の収集運搬業務委託契約の継続を、暴行、脅迫によるなど、強行かつ執拗に要請してきた結果であり、本件各契約の締結についての控訴人塩村の不法行為は明らかであるから、この点に関しても控訴人備掃社及び同塩村は責任を免れない」と、厳しく断罪しています。

こうした不法、不当な圧力に、市行政が屈服して、主体性を失い、公平性をゆがめてきた事実について、どのように受け止めておられるのでしょうか。

また、行政の主体性、公平性を堅持する決意を改めてお示し下さい。

判決で、本市に与えた損害金として認容されたものは、1億751万7千711円であり、遅延損害金を含めると、2億円を超えるものとなっています。

裁判所の決定に基づき、全額返還を求め、その財源を、地方自治体本来の任務である住民の福祉の向上に資することを求めるものですが、御所見をお示し下さい。

以上について、お伺いします。

介護保険制度についてお伺いします

介護保険法の改悪により、介護保険の認定が軽度の方は、原則として、10月より、福祉用具を、これまでの一割負担で借りられなくなりました。

自費で借りたり、諦めたりする高齢者があいつぐ、深刻な事態が広がっています。

わが党の調査によると、深刻な福祉用具の「貸しはがし」の実態が明らかになっています。

電動ベッドの貸与を受けていた、要介護1の、89歳の男性は、肺気腫を患っています。

在宅酸素を24時間受けており、安静時間が長いいため、筋力低下が進んでいます。

少しでも動くと、苦悶し、外出時には、車椅子と、介助が必要です。

しかし、この人には、ベッドの貸与が出来なくなりました。

また、要介護度1の84歳の女性は、膝関節症のため、杖がないと動けません。

普段は、椅子に座り、正座が出来ない状態です。

これまでは、電動ベッドに座り、立ち上がり動作が出来ていましたが、ベッドがなくなり、動作に時間がかかるようになりました。

このような人たちから、ベッドが貸しはがされたのが現状です。

全国では多くの自治体で、この深刻な事態に対応しています。独自助成に取り組む自治体は、岡山県倉敷市をはじめ、52自治体にのぼっています。

たとえば、東京都北区は、介護ベッドが必要な高齢者に、レンタル料の9割、最大で月2700円を所得制限なしで補助する、とのこと。以上のことを踏まえ、次の事を求めます。

- 一． 厚生労働省に対し、福祉用具貸与の判定基準を見直すよう、要望すること
- 一． 介護現場での「福祉用具」貸しはがしの実態について、早急に、市独自の実態調査を行うこと
- 一． 介護用具の貸与の市独自の助成制度を創設すること

以上3点について、お答えください。

次に介護予防事業についてお伺いします。

介護保険の給付費削減のため、政府は、介護予防事業をスタートさせました。

しかし、介護予防と言いつつ、介護予防事業の対象者は、把握すら困難な実態があります。

その最大の原因は、「特定高齢者の把握」のための「基本チェックリスト」の評価が厳しいことにあります。

当チェックリスト見直しを、国に要望することを求めます。

お答えください。

次に障害者施策についてお伺いします

本年10月より、障害者自立支援法が本格実施されました。

福祉サービスを利用する障害児・者に対し、応益負担として、サービス利用費の1割の支払義務を導入し、施設利用者は、食費や光熱水費なども、別途徴収される内容です。

これまでわが党は、毎議会ごとに、この問題を取り上げてきましたが、答弁では、「一割の自己負担や、食費などの負担は、低所得者へ一定の配慮がされている」、としてきました。

しかし、現実には、自己負担の導入が、多くの障害者の生活に深刻な影響を与え、一定の配慮どころではありません。

ある、身体障害者施設の入所者から、次のような声が寄せられています。

「6月になり、3か月分の利用料や食費などが一気に貯金から引かれ、ビックリした。1級の基礎年金8万2千508円から、施設利用の自己負担分や食費などを引かれると、手元に2万円弱しか残らない。洋服代、携帯やインターネット使用料、交通費、買い物代など、これではとても足りない。

だから、土日は施設の食費をとめ、コンビニのおにぎりで一回の食事で我慢している」

「チャンスが合ったら、施設を出て、地域で暮らそうと年金を貯金してきた。しかし、貯金があることで、自己負担の控除が受けられない。地域で暮らすには、アパートの敷金、礼金などまとまったお金が必要なのに、施設で暮らす限り、貯金がどんどん、目減りする。これでは、施設から一生出られない」

9月議会では、「障害のある人が将来にわたって地域で安心して暮らしていける」との答弁がされましたが、実際には、この答弁からかけ離れている事が、起きています。

在宅障害者も、深刻です。

両親と同居する知的障害を持つ青年は、地域の通所授産施設で働いています。これまで、平日は、企業の下請け作業などを中心に働き、平均月額工賃は、2万円です。

ところが、今回、施設利用の自己負担が、昼食代と光熱費を含め、月3万円となりました。

「四月から利用者負担が工賃より高くなり、施設で働かないほうが1ヶ月の収入が多い事になっている。何のために働いているのか分からない」と話していました。

本市独自の実態調査でも深刻さは明らかです。

その結果によると、昨年7月と本年7月の施設収入の比較は、身体入所施設で昨年比99%、身体通所施設では、昨年比、88%に、減少しています。

また、利用者負担は、入所施設では、1.4倍に増加、通所施設では、21.7倍もの、途方もない負担増です。

民生福祉委員会での答弁では、「利用控えは個々のケースではある」とか、「工賃を上回る負担増の実態がある」などの事実や、利用料の滞納の実態もありました。

また、調子に波のある障害者は、毎日通所する事が難しく、施設では、利用した実人員で日割り計算されるため、欠席した分、利用料が入らなくなってしまいます。

市内の、ある精神障害者作業所では、年間190万円近くの減収、知的障害児施設では2000万円の減収の例もあります。

このような現状に対し、障害者団体から、切実な要望が、多くの署名とともに提出されています。

「障害者の生活と権利を守る広島県東部連絡会」は、7824人分の署名を提出し、「広島県東部子どもの療育を守る親の会」は、1万1450人分の、署名を提出。応益負担の撤回と、利用者負担軽減策の創設を求める署名は、累計で1万9千人分を超えています。

多くの改善要望がだされ、市としての実態調査でも、深刻な事態が明らかになった今、新たな負担軽減措置の創設は、必須の課題です。

以上の事をふまえ、次の事を求めます。

- 一． 応益負担の撤回を国に強く求めること
- 一． 食費負担など、生活費は、市独自の施策を講じ、利用者全員を無料とすること
- 一． 福山市独自の負担軽減策を抜本的に拡充すること

以上お答えください。

生活保護行政についてお伺いします

小泉内閣・安倍内閣による「構造改革」政治の推進で、国民の中に所得格差が拡大し、厚生労働省によると、生活保護受給者は、1995年から増加し続け、2005年には147万6000人に達しています。

このような中、政府は、生活保護費の削減を指示し、70歳以上に支給される「老齢加算」が、2004年度から減額に、2006年度で全廃となりました。

また「母子加算」も、2005年度から、3年間で、支給対象年齢をそれまでの「18歳以下」から「15歳以下」に段階的に引き下げられています。

県内では、本市をふくめ、広島市などの保護受給者31人が、老齢加算、母子加算の廃止と、減額に対して、取り消しを求める裁判を起こしています。

このような動きは、全国に広がっています。

憲法25条は、国民の生存権を保障するため、国の責任を明記しています。

さらに生活保護法 2 条には、すべての国民が要件を満たす限り、保護を無差別・平等に受けることができる、と明記し、保護基準は「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な生活費であるとしています。

しかし、実際には、保護受給者の生活は、大変質素です。

ある保護受給高齢者は、肉・魚などはほとんど食べず、豆腐などの安い食材しか買いません。

スーパーの、閉店間際の安売りの時間帯に購入し、節約のために、1日2食しか食べない事もある、との事です。

冠婚葬祭や、旅行、趣味のための費用は捻出できず、孫や親戚、友人や近所の人との付き合いが希薄になり、引きこもりがちな生活を送っています。

母子加算受給者も、大変な生活を送っています。

老齢加算や母子加算の廃止は、憲法に保障された最低限の生活維持すら困難にしています。

国に対し、老齢加算、母子加算の廃止を撤回するよう求めてください。

全国では、生活保護受給の相談に、福祉事務所を訪れても申請できず、相談者が餓死する悲劇が起きています。北九州市では、2005年、2006年と相次いで、餓死事件が発生しました。

この背景には、1981年、当時の厚生省通知「生活保護の適正実施の推進について」、さらに、今年3月には、厚生労働省から「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」が出されましたが、これまでになかった数多くの抑制指導の内容が指示されています。

関係者の間では、これらの通知により、過剰な申請抑制が発生するのではないかと懸念されています。わずか5年間で、被保護世帯が急増し、国民生活が崩壊する中、セーフティネットとしての生活保護行政が機能するよう、次の事を求めるものです。

1、窓口に申請書を必ず置くこと

1、保護申請の受付は、要件を満たした場合、無条件で受け付けることを徹底すること

1、保護申請から決定まで、2週間以内の原則を守ることに

以上についてお答えください。

青年の雇用対策、若者支援についてお伺いします

大企業が、空前の利益を上げている下で、若者の雇用の実態は極めて深刻です。

特に、フリーター、ニート問題などは、深刻です。

新聞報道によると、広島県内にフリーターはおよそ、3万7千人、ニートは1万人と見込まれていますが、福山市内のニートの実態は、分かっていません。

「ニート問題」は、若者の「危機」として、マスコミを上げて取り上げられています。

一部の報道では、ニートは、豊かな社会の中で育ったので、我慢する事が出来ないわがままな若者だという、若者パッシングの傾向すら、見られます。

また、親の育て方が悪いから、ニートが生まれるかのような、喧伝さえされています。

フリーターやニートが生み出される背景は、労働法制の改悪と規制緩和が大きな原因です。

政府は、いつでも必要な労働力を調整できるように、融通の利かない正規雇用を削減して、雇用調整しやすいパートやフリーターのような流動的な労働力を急速に増やしました。

産業構造も付加価値のつけやすいITなどの知識集約型産業に移行し、企業の求人は専門知識や技術を持っていたり、即戦力として使える労働者を必要としています。

そのため、専門知識を持っていなかったり、経験に乏しい若者は、正社員としての雇用機会が著しく少なくなっています。

このような若者は、正社員にこだわれば失業者にならざるを得ないし、ともかく働くしかない職を求めることになれば、フリーターになるしかないという、厳しい現実には直面します。

さらに、先の見えない不安定なアルバイト生活の中で、時には疲れ果て休んだりすると解雇され、ただちにニート状態になってしまうのです。

今日の若者たちが「働く意欲がない、甘えている」と、批判をする前に、雇用する側の無責任さこそが問われなければなりません。

政府は、2005年度に、「ニート対策」として、「若者自立塾」事業を開始しました。

これは、16歳から34歳までの「ニート」状態の若者を対象に、3ヶ月の期間で実施し、6ヵ月後に、7割を就労に導こうとするものですが、数値目標だけが先行しています。

しかも、若者の就労意欲やコミュニケーション能力を育成し、ジョブ・マッチングを推し進め、とにかく就労させようという内容であり、根本解決にはなっていません。

若者の就労支援を実行あるものにするために、次のことを求めます。

一． 政府に対し、無法な解雇や雇い止め、脱法的な短期・反復雇用の規制を強化し、労働基準監督署の必要な体制を整備することをはじめ、実効ある措置をとるよう求めること

一． 大企業に対し、若者の安定雇用を促し、雇用環境を改善するよう求めること

一． 自立に困難を抱える若者への支援は、直接的な就労支援にとどまらず、それぞれの若者の抱える事情に応じて多様できめ細かな施策が必要です。ひきこもり経験のある若者などには、関係課との連携を強化し、必要に応じて精神医療的ケアも出来るよう、相談体制を拡充すること

一． インターンシップなどの仕事体験など、支援体制を強化すること

以上についてお答えください。

保育行政についてお伺いします

児童福祉法は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに育成する責任を負う」と子育てに対する地方自治体の社会的責任を定めています。

ところが国は、「改革」の名の下に社会保障の切捨てを進め、公的保育の仕組みを根底から崩そうとしています。

福山市はすでに、公立保育所2所、さらに新年度に向け2所を民営化し、今後さらに民営化を進めようとしています。

公立保育所は自治体にとっては子どもの現状を把握し、児童福祉施策を具体化する現場です。

大東市や横浜市では民営化された保育所の保護者が裁判を起こしました。その判決は、急激な環境変化により、保育を受ける権利が侵害されたと認定しました。

公立保育所の民営化を取りやめ、「子どもの最善の利益」を考慮すべき行政の責任において公・私立ともに充実させることを求めるものです。

また、次の質問について、お答え下さい。

- 一、 保育料を引き下げ、保護者負担を軽くすること

- 一、 定員超過による詰め込み保育を認める規制緩和は行わず、職員配置・施設などの基準を抜本的に改善すること。

- 一、 認可外保育施設に対して、国の最低基準を満たすよう、施設、設備、保育士配置の改善を求めるなど、児童福祉法にもとづく保育の実施義務が果たせるよう助成すること。

- 一、 保育所の調理室を整備し、3歳以上児の給食は、米飯を含めた完全給食にすること。

- 一、 3歳以上児のスキムミルクはやめ、生乳に切り替えること。

以上について、お答え下さい。

教育行政についてお伺いします

今、子どものいじめ、非行や学校の荒れ、学力の問題など、子どもと教育をめぐる様々な問題を解決することが、切実に願われています。

この願いに答える学校をつくるためには、子どもたちとしっかりむきあう教職員の取組みを、支援する事が求められています。

しかし、教職員の多忙化はいぜんとして解消されず、教育現場からは「子どもとふれあう時間や授業準備の時間が取りにくい」との声を聞くところです。

教育長は、9月議会で、「勤務時間の始期および、終期の適正な管理に努めており、教職員はおおむね19時には、退校しております」と答弁されております。

これは「適正な管理とも適正な実態とも」言えません。

改めて、教育長の見解を問うものです。

教育行政本来の役割である、教育条件の整備に力を尽くすよう、次のことを求めます。

- 一． すみやかに勤務実態を把握し、超過勤務を軽減・解消するための措置をとること

- 一． 研究指定校など、公開研究授業のあり方を見直し、教職員の負担を軽減すること。自主的研修を保障すること

- 一． 管理統制を強める学校評価自己評価、外部評価、教職員の自己申告システムを改めること

- 一． 子どもの意見表明権を保障し、家庭、地域、学校が共同した「開かれた学校」への取組みを支援すること

以上、お答えください

次に放課後児童クラブについて、お伺いします

わが党は、放課後児童クラブの拡充をくりかえし求めてきたところです。

当事業への要望が高まる中、利用児童数が増加し、60人以上のクラブは18箇所、そのうち100人以上が2ヶ所となり、大規模化の解消は喫緊の課題となっています。

厚生労働省は「3年の経過措置をとって、71人以上の補助ランクを廃止し、大規模学童保育の規模を適正化（分割等）の促進をはかるなどの補助基準の見直しを検討している」とのことです。

福山市では、新年度にむけて、どう検討されているのか、明らかにして下さい。

当事業の拡充へ向けて、次の事を求めるものです。

- 一． 全ての校区へ、開設すること
- 一． 開設時間を18時まで延長すること
- 一． 老朽化しているプレハブ教室を建て替え、また増設すること

- 一． 生活の場に最低限必要なトイレ、手洗い場、静養スペースを整備すること

- 一． 全ての児童が利用できる児童館の建設を計画的に進めること

以上、お答えください。

鞆港埋め立て架橋計画についてお伺いします

市長は、12月議会の冒頭、「鞆地区道路港湾整備事業について、鞆地区住民の大多数が早期実現を熱望されており、県と連携して埋め立て免許の出願をして参る」と説明をされました。ここでも、大多数をくりかえされております。

しかし、「埋め立て架橋計画の代替案やまちづくりの在り方を見直して欲しい」とする地元住民団体など9団体が福山市と県に対して提出した「鞆のまちづくりのあり方を検討する場の設置を求める署名」は、旧鞆町内の戸数の28・5%に達し、計画地域で言えば半数に^{のぼ}上っています。

決して、大多数が賛成との見解を繰り返される状況とは言えません。御所見をお示し下さい。

また、鞆港の歴史的景観は、福山市民が日本の歴史を代表する港湾として、世界に対しても責任を持って守り伝えなければならない景観であります。

11月29日、ユネスコの諮問機関で世界遺産の調査・評価を担当する国際記念物遺跡会議イコモスによる国際会議が開かれました。

イコモスの「記念物遺跡評議会」は、「日本の文化遺産としての高い評価を認める」として、埋め立て架橋案の放棄と代替案の検討を求める勧告を採択し、国と県、福山市に対して、港とまちの一体的な保護を強く求めています。

自然の円形港湾の面影を色濃く残す、現在の港を保存してこそ、町並みと一体的な景観をかもし出すものです。福山市民全体の意向を把握し、日本や世界の歴史家や芸術家、有識者の声に耳を傾け、まちづくりに生かすことが福山市長の果たされる役割ではありませんか。ご所見をお示し下さい。

次に、広島県と福山市は、歴史的景観と調和した新しい鞆の姿を示したとする「埋め立て架橋計画のパンフレット」を作成し、鞆町全戸に配布したとのことあります。

景観に配慮したといくら強弁されても、新たな橋が長い歴史の重みを台無しにすることは、このパンフレットが雄弁に語っています。

パンフレットは、作為的に「埋め立て架橋の影響をいかに小さく見せるか」という作り方がされており、湾の上空からの俯瞰的、あるいは遠方からのコンピューターグラフィックスが紹介されています。人間は鳥ではありません。沖合で生活しているのでもありません。

目の前に見えていた砂浜はなくなり、100メートル前後の幅の埋め立て地や防潮壁が立ちふさがることになります。これまでの眺望や、家の中や路地を吹き抜ける朝な夕なの潮風は、阻害されることとなります。

埋立地に直接面している江の浦の民家などからの目線グラフィックスなどを示すべきであります。ご所見をお示し下さい。

また、埋め立て架橋の手法は、新たな環境悪化を引き起こすことが懸念されております。埋め立て用の土砂などは、どのような材料がもちいられるのか、量はどれくらい必要なのか、具体をお示しく下さい。

市長は、「町並み保存は喫緊の課題であると受け止め…埋め立て架橋事業と一体的に整備する中で歴史的資源を残していかななくてはならない」とされ、「基金の創設などの有効な施策を講じる」とのべておられます。

しかし、それは、「埋め立て架橋まずありき」の詭弁ではありませんか。

町並み保存は、これこそ、架橋計画に賛成の人
も反対をとわず、全員同意が出来るものであり、
福山市は、かつて重要伝統的建造物群保存事業を
目指し、年間 2500 万円程度の予算で、市独自の建
物保存事業を行っていました。

それを、前市長は「埋め立て架橋が出来ないな
らば」と中断されたものであります。

いったい基金は、いつごろまでにどれくらい積
み立て、いつから事業展開をされようと考えてお
られるのでしょうか。具体的な金額や期間、事業
着手の時期について、お示し下さい。

次に、台風や高潮被害について、仮に事業が完
了したとしても、架橋の部分では、橋脚の間から
の海水は、より大量に流れ込んできます。

埋め立て架橋計画で、西町や道越の台風や高潮
被害を防ぐことが出来るのか、具体をお示し下さ
い。

神辺のまちづくりについてお伺いします

合併により、大きな福山市に編入されたため、周辺部は取り残され、高齢者の多い地域は、いっそう暮らしにくくなるのではないかとの声が、現在も続いているところです。

誰もが、どこにでも安心して住み続けられる「まちづくり」をすすめるためには、特に高齢者などの交通弱者の“移動の自由”を具体的に実現し、交通権を保障する事が重要です。

デマンド方式の小型循環バスやタクシー等を導入することを求めるものです。その具体化について、お答え下さい。

「福山市生活バス交通利用促進計画」が策定されていますが、マイカー中心の交通渋滞や、環境悪化の悪循環を改めるためにも、公共交通を中心に、自転車専用レーンや歩道の整備なども含めた「交通グランドビジョン」を策定することを求めるものです。御所見をお示し下さい。

次に、高齢者が歩いて行ける範囲で、生鮮3品や日常生活に必要な買い物が出来る賑わいのあるまちづくりを望む声が強まっています。

ところが、1998年の大規模小売店舗法の規制廃止以降、川南、新湯野、道上では、大型店の出店ラッシュや撤退、大規模遊興施設の進出などで、めまぐるしく変化し、さまざまな問題が起きています。

近隣への騒音被害、昼夜に関わらず煌煌とした照明が、平穏な暮らしをこわし、深夜労働、パート労働などの労働条件の悪化、住環境の悪化が拡大しています。

その一方で、中小小売店、生鮮食料店、子どもが集まる駄菓子屋、おもちゃ屋など、シャッターを閉じる店が続出しました。

「大型店の出店で一番影響をうける商店街、中小商店、地場産業へ配慮する事や、深夜営業の制限をするなど、生活環境を守ってほしい」「地域の商店街の再生と振興、中小商店の値打ちが発揮できるまちづくりを」の声が、住民からあがっています。

その基本となる「まちづくり条例」の制定を求めます。

また、農地や緑地が急速に失われることが嘆かれております。市街化区域内農地に、生産緑地の新設を求めるものですが、ご所見をお示し下さい。

道路問題について、次の点についてお答えください。

山北地域の詳細設計協議について、お伺いします。国、県、市は、住民の反対にもかかわらず事業説明会を一方的に終了し設計協議を強行しています。

11月23、26、27日と3日間にわたって開かれた、福山道路福山西環状線の瀬戸学区山北地区の模型縦覧会におよそ100名の住民が参加しました。

参加した住民からは、自分の家が模型の中でなくなっているのを見て、「自分が生まれたときに山から木を切り出して建てた家です。その家がなくなっている。死んでも死に切れない」「道路ができたら、私ら排気ガスを吸って暮らすことになる。どうしてくれるのか。赤坂では自動車の音がやかましく寝られないといわれている。公害のない道路なら反対せんが、私らのところは公害をもらうだけになる。山北を通ることは反対」との訴えが出ています。

模型縦覧を見た住民からは、「子どもが少なくなっているのにどうして道があるのか。山北には道がいっぱいあるのに新たな福山道路は要らない」などと疑問、怒りが寄せられています。

この声は、山北住民の思いであります。

住民の思いを受け止め、事業説明会を再開すること、住民への説明責任をきちんと果たすことを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

つぎに、熊野町鳴地区における詳細設計協議の終結について、お伺いします。

鳴地区では、昨年11月の第2回の設計協議で、住民・地権者から様々な意見や要望が出され、町内会として意見集約ができず、そのまま散会をして、その後は開かれておりません。

にもかかわらず、「鳴地区の住民へ戸別訪問や電話により、一定の合意を得られた」として、県は設計協議を一方向的に終了しました。

今年の、9月5日には、熊野学区自治会連合会長と、広島県建設局長、福山市長との間で、設計協議確認書なるものが、交わされていますが、鳴地区で、意見をまとめることも、設計協議を行うこともできなかったものを、自治会連合会長の了解で済ませるあり方は、住民無視であり、拙速なやり方であります。

すでに現在、用地測量やくい打ち・丁張りなどの用地事務事業段階へ進んでいますが、反対の地権者を無視し、説明責任も果たさず、道路事業を進めるあり方は認められません。

用地事務は、中止することを求めるものです。御所見をお示しくください。

次に、大気環境に関わる、環境影響評価の予測手法についてお伺いします。

わが党はこれまで、大型道路建設に関わる、環境影響評価の予測手法は、不正確なものであると、指摘してきました。

10月20日の都市整備特別委員会では、環境影響評価の予測地で、大気拡散実験を行っていない事が明らかになりましたが、このことは、今回の予測手法が、地形条件や、気象条件などを、考慮していないことを示しています。

福山道路などの環境影響評価に使用されているプルーム・パフモデルは、実態を正確に予測できない、不確実な手法である事は、明らかではありませんか。

このような手法を用いた環境影響評価は、無効ではないでしょうか。

改めてご所見をお示し下さい。

「道路環境研究所」発行の、「道路環境影響評価の技術手法」は、局地的な谷や、盆地のような地形では、予測手法を重点化する必要がある、と指摘しています。

谷や盆地のような地形では、汚染物質が滞留しやすく、環境汚染は、より深刻になります。

瀬戸町山北地区の道路建設予定地は、平坦な地形なのか谷間なのか、どう認識しているのか、お答えください。

また、この文献には、汚染物質の拡散に影響を及ぼすものに、地形の他に、気流や、大気安定度がある、としています。

しかし、今回用いているプルーム・パフモデルは、大気安定度の影響を無視し、建設予定地が平坦で大気状態が一定であるとして、計算しています。

これでは、正確な予測はできません。

他の手法を用いて、環境影響評価をやり直すことを求めます。お答えください。

また、プルーム・パフモデルに変わる、大気環境影響評価の予測手法として、三次元流体シミュレーションが開発されていますが、これを、当該地で用いた場合、必要経費は幾らなのか、お答えください。

以上について、お示しください。

青少年が集える居場所作りについて、伺います

わが党は、青少年の健全な育成を願い、スケート・ボードなどを楽しめる（仮称）ロード公園を作ることを、度々提唱してまいりました。

今日、スケート・ボードなどのスポーツは、小中学生から大人まで幅広い年齢層に広がり、スポーツ競技として世界大会も開かれています。

しかし、福山市にはスケート・ボードを楽しみ、練習する公共のスケートパークがありません。どこで練習しても追い立てられる青少年たちの状況には、胸が痛みます。

唯一、蔵王公園の一角にあったスケート・ボード練習場は、現在、周辺の民家への騒音などの問題が起きております。

それは、設置場所が民家に近いこと、音や振動を防御する設備がないこと、管理指導者がいないことなど、スケート・ボード練習場としての機能を発揮するには、あまりにも貧弱な状況であったために、周辺住民への影響を生じたものであります。

福山市のスケート・ボード愛好家の青年たちは、「福山市にスケートパークの建設を求める署名」800名余を集め、提出いたしました。

未来の社会を担う青年たちの願いに応えることは、スポーツ振興にとどまらず、大人や社会への信頼を築く上でも重要な行政課題であります。早期実現を求めるものですが、御所見をお示し下さい。

福山市が示された（仮称）ふくやま青少年育成プラン（案）には、「青少年が夢を持ち、すこやかに育って行くために、青少年がより主体的に活動できるよう、その個性や価値観を尊重する」「青少年の視点に立った総合的な施策を推進する」などの基本的立場が示されています。

そして「青少年の意見を取り入れた公園整備や空き地を利用した地域住民の交流の場を設置するなど、新たな利用しやすく魅力ある青少年の居場所づくりとしての施設の整備推進」などがうたわれております。

この案にもとづく施策の展開が待ち望まれるところであります。

また、青年たちのスポーツや表現活動は、個性と要求に沿って、多様化しています。

スケート・ボード練習場にとどまらず、今人気が高まっているミニ・バスケットやライブ、ストリート・ダンスなどの要求を実現できる、「青年の居場所」作りを具体化することを求めるものです。

以上についての御所見をお示し下さい。

電算業務の契約のあり方について、お伺いします。

わが党は、これまで、業務実態のない、株式会社福山テレコムを委託先として、随意契約を繰り返してきた不当性を質してきました。

福山市水道局、福山市民病院、国保年金課に関わる電算処理業務委託について、平成17年度決算審査、情報公開請求で明らかになった次の点について、お伺いします。

まず、福山テレコムの解散後の契約が、株式会社ビーシーシー及び、株式会社アクトシステムズと、随意契約されている問題であります。

これまで、テレコムとの随意契約の理由は、福山市が出資している公益目的をもつ会社、またはシステム開発元である、とのことでしたが、この理由を、別の会社との随意契約の根拠にすることはできません。

随意契約を制限する地方自治法234条、及び、福山市契約規則に照らして、その認識をお示しください。

次に、福山テレコムとの契約を契約年度途中で、ビーシーシーもしくはアクトシステムズの「権利義務の譲渡」を市長は承認されておりますが、福山市契約規則第8条の禁止条項に該当し、規則に違反するものだと考えます。

ご所見をお示しく下さい。

次に、福山市水道局と、株式会社ビーシーシーとの「給水メーター管理システム改修業務委託」の契約について、伺います。

内容は、施設機器等購入費である、資本的支出2件と、委託料である営業費用2件の、4件の契約を一括して1件の契約書にまとめたものです。

こうした、会計上も性質の違う契約を一本にすることを、適正であると言えるのか、見解をお示しく下さい。

また、こうした契約が他の部署でも常態化しているのか、お伺いします。

株式会社ビーシーシー及び、アクトシステムズは、福山テレコムを通じて、電算処理を、福山市の発注額の約95%で業務を行ってきたのですが、テレコム解散後は、同じ処理業務を、テレコムへの委託料と、同額で受注しています。

つまり、ビーシーシー及び、アクトシステムズは同じ業務委託で、これまでより5%多い委託料収入となっているのであります。

こうした、これまでの経過は、福山テレコム及びテレコムへの出資企業の利益を確保するための随意契約や再委託だったのでは、との疑念を深めるものです。

こうした契約のあり方は、直ちに是正することを求めるものです。

地方自治体の契約のあり方、公金の支出が市民から、いささかも疑念を持たれるものであってはなりません。

明確な説明責任を果たされる事を求めるものであります。

以上について、お伺いします。

人権・同和行政についてお伺いします

福山市は、今年度同和対策諸制度を廃止したものの、部落解放同盟への団体補助金支出、人権交流センター内への事務所設置を許可する等、特別扱いを、いぜんとして継続しています。

まず、部落解放同盟への団体補助金、今年度490万円が、計上されている問題です。

団体補助金の理由にあげている、福山市補助金交付規則は、地方自治法第234条の2の「その公益上必要がある場合において補助をすることができる」との規定を根拠としています。

部落問題が解決に向けて大きく前進するに至った事を背景として、「地域改善財特法」は、2001年度末をもって失効し、同和行政は国政レベルでは基本的に終結され、すでに5年が経過しています。福山市においても、「同和地区を対象要件とした事業は、2005年度末をもって廃止」してきたところ です。

いま、求められているのは、30数年にわたる、特別対策から自立することであり、これ以上、特別扱いを継続することは、市民の合意は得られるものではなく、差別解消に逆行するものであります。

部落差別解消と言う、公益を損なう事になるではありませんか。

また、福山市は「様々な人権課題解決に有効」とも述べていますが、市内の他の民主団体と比較して、突出した補助金額となっており、いずれの点からも、部落解放同盟への補助金継続の根拠とはなり得ず、キッパリ廃止することを求めるものであります。

次に、人権交流センターへの事務所使用許可について、お伺いします。

これまで、「人権交流センター条例の設置目的に合致している」とのお答えでしたが、条例の目的では、「様々な人権課題解決」とあります。市内にさまざまな人権課題に取り組む団体がある中で、部落解放同盟にだけ、使用許可する根拠をお示しください。

また、部落解放同盟の福山市協議会のみならず、部落解放同盟広島県東部協議会へ、使用許可している根拠もあわせてお答えください。

こうした、特別扱いを撤回し、同和行政の完全終結を明確に示すことを求めるものであります。

以上、答弁を求めます。